

# 歯科技工所の手引き

事前に名古屋市役所公式ウェブサイトより、「歯科技工所開設届について」と検索して、手続きの流れ、通知文書、参考資料についてご確認をお願いします。

## 【受付窓口・問い合わせ先】

| 歯科技工所の所在区   | 担当保健センター   | 連絡先          |
|-------------|------------|--------------|
| 千種・昭和・瑞穂・名東 | 千種（医療安全担当） | 052-753-1963 |
| 西・中村・熱田・中川  | 中村（医療安全担当） | 052-433-3024 |
| 東・北・中・守山    | 中（医療安全担当）  | 052-265-2254 |
| 港・南・緑・天白    | 南（医療安全担当）  | 052-614-2827 |

# 名古屋市

（令和7年12月作成）

この手引きは、歯科技工士法に基づく歯科技工所の開設及び開設後の手続き等について説明したものです。

## 1 歯科技工所について

歯科技工所は、建築基準法により用途地域等に規制があります。

開設可能地域であることを確認のうえ、ご相談ください。

(問い合わせ先：住宅都市局 都市計画課 052-972-2797)

### (1) 開設のながれ

| 事前相談                                 | ⇔ | 開設                   | ⇔ | 開設届                      | ⇔ | 施設確認                  |
|--------------------------------------|---|----------------------|---|--------------------------|---|-----------------------|
| 構造設備や添付書類、開設の日程、名称などについてあらかじめご相談ください |   | 施設が整い、歯科技工を開始できる状態です |   | 開設後10日以内に保健センターに届け出てください |   | 保健センターの監視員が施設の確認に伺います |

### (2) 開設の手続き

| 提出書類                  |                                | 部数  | 注意事項   |
|-----------------------|--------------------------------|---|--|
| 歯科技工所開設届              |                                | 2   | 保健センターの窓口で配布の他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。                                   |
| 添付書類                  | 管理者及び業務に従事する歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し | 2   | 原本を持参するか、写しに開設者による原本証明をお願いします。   |
|                       | 付近の見取図（案内図）                    | 2   | 最寄りの駅等から施設までがわかるもの。  |
|                       | 建物の見取図の入った敷地の平面図               | 2   | 道路と敷地の位置関係がわかるもの。ビル内の場合は、フロアのどこに位置するかわかるものも必要です。                           |
|                       | 歯科技工所の平面図                      | 2   | 各室の名称、窓や換気扇、手洗設備などの構造設備を明記してください。開設届裏面「5 建物の構造設備概要」と平面図が照合できるように記載してください。  |
|                       | 賃貸借契約書の写し（賃貸物件の場合）             | 2   | 開設者自身が賃借していること。また契約書にある「使用目的」が「歯科技工所」となっていること。<br>※原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。 |
| 登記事項証明書の写し（開設者が法人の場合） | 2                              | 目的に「歯科技工所の運営」等が含まれていることが必要です。<br>※原本照合が必要ですので、原本もお持ちください。 |  |

(3) 構造設備について（歯科技工士法施行規則第13条の2関係）

開設にあたっては、下記事項に適合するようにしてください。

|  |
|--|
| <p>歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。</p> <p>【必要な設備及び器具等】<br/>防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、吸塵装置(室外排気が望ましい)、歯科技工用作業台、材料保管棚(保管庫)、薬品保管庫<br/>「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年10月2日付け医政発1002第1号)</p> |
| <p>歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。</p>   |
| <p>手洗設備を有すること。</p>   |
| <p>常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。</p>  |
| <p>安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、<u>十平方メートル以上の面積</u>を有すること。</p>  |
| <p>照明及び換気が適切であること。</p>   |
| <p>床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p>  |
| <p>出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。</p>   |
| <p>防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。</p>  |
| <p>廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。</p>   |
| <p>歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。</p>  |
| <p>歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。</p>  |
| <p>技工所以外の場所において電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のために特段の措置を講じること。</p>  |

## 2 届出事項に変更を生じた場合

届出した内容に変更があった場合には、変更後 10 日以内に届け出てください。

| 提出書類     | 部数 | 注意事項  |
|----------|----|---|
| 歯科技工所変更届 | 2  | 保健センターの窓口で配布している他、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 |

変更届に併せて、変更事項により以下の添付書類をご持参ください。

| 変更事項                  | 添付書類                        | 部数 | 注意事項   |
|-----------------------|-----------------------------|----|--|
| 開設者（個人）の住所・氏名         | なし                          | —  | 住所・氏名を変更した場合、新しい住所・氏名が記載された本人確認書類を提示。  |
| 開設者（法人）の名称・主たる事務所の所在地 | 履歴事項全部証明書の写し                | 2  | 原本照合が必要です。原本もお持ちください。  |
| 歯科技工所の名称              | なし※                         | —  | ※（法人開設）登記事項に変更が生じる場合は、履歴事項全部証明書の添付必要。  |
| 管理者の住所・氏名             | 資格免許証の写し<br>（氏名変更の場合のみ）     | 2  | 原本を持参するか、写しに開設者による原本証明をお願いします。<br>（住所変更の場合は新住所が確認できるもの、資格免許証写しは不要）                       |
| 業務従事者の氏名等             | 資格免許証の写し                    | 2  | 開設者による原本証明をお願いします。   |
| リモートワークを行う者・場所・連絡先    | なし                          | —  |  |
| 構造設備                  | 平面図<br>（新、旧図面で変更箇所を赤枠で示すこと） | 2  | ※変更の流れ（下記参照）<br>事前に保健センターへご相談ください。<br>変更届裏面の「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」と平面図が照合できるように記載してください。 |

変更のながれ（変更事項が構造設備の場合のみ）

| 事前相談                 | 変更             | 変更届                        | 施設確認                  |
|----------------------|----------------|----------------------------|-----------------------|
| 構造設備についてあらかじめご相談ください | 構造設備の変更（工事）～完了 | 変更後10日以内に保健センター窓口へ届け出てください | 保健センターの監視員が施設の確認に伺います |

### 3 歯科技工所を休止・廃止・再開するとき

歯科技工所を休止、廃止、再開する場合には休止、廃止、再開後10日以内に保健センター窓口開設者が自ら届け出てください。

(再開の場合には、届出後施設確認に伺います。)

なお、休止期間は原則半年以内になります。

### 4 オンライン申請について

一部の手続きについてオンライン申請が可能となりました。

詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトから「歯科技工所関係の各種届出」で検索し、ご確認をお願いします。

ご不明な点がありましたら、歯科技工所の所在区を担当する保健センター(1ページ)にお尋ねください。

### 5 開設後の報告の徴収について

名古屋市では、2年に1回「歯科技工士法第27条に基づく報告の徴収」として、対象施設に対し、「歯科技工所報告表」及び「歯科技工所自己チェック表」を送付しています。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト「歯科技工所報告の徴収及び立入検査の実施について」でご確認ください。

### 6 その他ご留意いただきたい事項について

#### ○管理者の設置及び義務

歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であってその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士である管理者を置かなければならない。(歯科技工士法第22条)

歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。

(歯科技工士法第23条)

#### ○歯科技工録について

開設者は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項について記載した歯科技工録を作成し、保存しなければならない。歯科技工録は、番号、日付、氏名等を記載するなど、指示書を容易に特定できるものであること。ただし、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作業工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。

① 作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日

- ② 患者の氏名
- ③ 作成等部位及び設計
- ④ 作成の方法(作成等手順)
- ⑤ 使用材料(使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号)
- ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
- ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
- ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
- ⑨ 歯科補てつ物等の設計等をリモートワークで行った場合は、その旨とリモートワークを行った場所
- ⑩ 歯科技工の工程の一部について、歯科補てつ物等の作成等に用いる機器を共同利用した場合は、その旨と当該工程を行った歯科技工所名（共同利用する機器を所有する歯科技工所の名称等）
- ⑪ その他必要な事項

（「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」  
H24.10.2 医政発 1002 第 4 号 R4.3.31 医政発 0331 第 47 号改正）

開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から 3 年間保存すること。なお電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとする。令和 5 年 3 月 31 日までは、従前どおり本指針に基づき歯科技工録を作成し、2 年間保存することとされているため留意すること。

（「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」  
H24.10.2 医政発 1002 第 4 号 R4.3.31 医政発 0331 第 47 号改正）

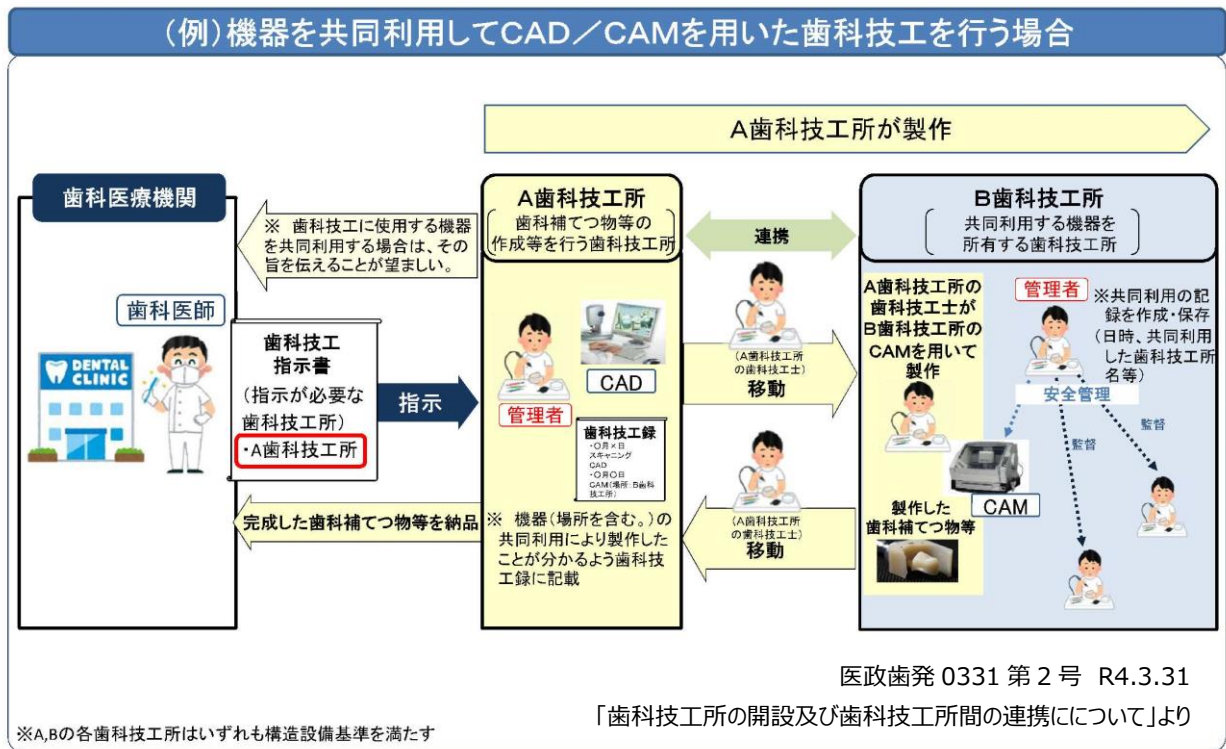
#### ○機器の共同利用について

法第 18 条の規定により、歯科医師又は歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）が歯科技工所において業として歯科補てつ物等の作成等を行う場合、歯科医師から交付された指示書が必要となる。

地域の歯科技工所間の連携により、別紙のとおり機器の共同利用を行う場合、指示書は、「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」（以下「作成歯科技工所」という。）の業務に従事する歯科医師等へ交付される必要がある。この場合において、「共同利用する機器を所有する歯科技工所」（以下「機器所有歯科技工所」という。）は指示書の交付を受ける必要はないが、作成歯科技工所は、指示書を交付する歯科医師に対し、機器所有歯科技工所が所有する機器を共同利用して歯科補てつ物等を作成する旨を伝えることが望ましい。

なお、歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所が、歯科医師からの指示書に基づき行う歯科補てつ物等の作成等の工程の一部を、機器を所有する歯科技工所が行うことは、歯科医師からの指示書に基づかない歯科技工が行われることとなり、これは「歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性の確保について」（平成 23 年 9 月 26 日付け医政発 092 第 1 号厚生労働省医政局長通知）のとおり認められないものであること。

（「歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について」R4.3.31 医政発 0331 第 2 号）



○ 広告の制限について

歯科技工士法に定められた事項以外は、文書その他いかなる方法によるかを問わず、広告することはできません。(歯科技工士法第 26 条第 1 項及び第 2 項)

1. 歯科医師又は歯科技工士である旨
2. 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
3. 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
4. その他都道府県知事の許可を受けた事項

広告内容が歯科医師若しくは、歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたってはならない。

歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針(歯科技工広告ガイドライン)について

医政発 1002 第 15 号(令和 7 年 10 月 2 日)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10804000/001573322.pdf>

※必ず、お読みください。

○ 歯科技工所の開設届の副本の保管について

受託医療機関から開設届の写し等の提示を求められることがあります。

大切に保管してください。

(「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について」H29.9.7 医政発 0907 第 9 号)